

給付基礎日額を自庁取り消し 和歌山●確定診断日は審査請求

和歌山県で保温工として就労していた被災者は、2015年3月8日に肺がんで死亡した。もともと脳疾患を患っており、その後遺症で高次脳機能障害や左半身麻痺など抱えて生活していたが、転倒による骨折をきっかけに2015年1月末に入院。入院先の病院で肺がんが確認されるものの、3日後に亡くなったことから、死後に妻が労災請求を行った。

広範囲の胸膜プラークを伴う肺がんであったため、また、就労先も明らかであったため、石綿に起因する肺がんとして認められたのであるが、決定内容に誤りがあったことから、和歌山労働基準監督署に申し入れをする一方、審査請求も行った。

労基署の誤りの第1点目は、給付基礎日額の算定である。事業所も被災者の就労時の全期間について資料を残していたわけではなく、最終年の1年分が残っていただけにすぎなかった。ただし、定年退職を2014年6月30日にしたのち、2015年7月1日から嘱託契約を結んでいる雇用契約書の写し、さらに定年再雇用で1年契約をしたと明記されている離職証明書と労働者名簿を事業所から提出されている。しかし、定年再雇用後は事務職とし

て石綿に曝露することもない作業に従事しているため、定年前の賃金で給付基礎日額が算定されるべきところ、再雇用後の賃金で算定してしまったのである。

2017年12月に開示請求資料を持って和歌山労基署でこの誤りを指摘したものの、訂正されることがなかったためにやむなく審査請求を行った。和歌山労働局の労災保険審査官によると、審査請求事案に対して提出される原処分庁である労基署長の意見書がなかなか提出されないということであったが、8か月後の2018年8月、請求人に対して給付基礎日額の変更決定通知が届いた。

この自庁取消に伴い、審査官から審査請求の取り下げを求められているが、本件にはもう1点誤りがあると考えているため、安易に取り下げはできない。

労基署の判断のもうひとつの誤りは、確定診断日である。既述

のとおり、肺がんの確定から死亡まで3日しか経っていない。時系列で出来事を並べてみると、2015年1月23日-腰椎圧迫骨折のため入院、3月3日-胸部レントゲン撮影、3月5日-肺がん確定診断、3月8日-永眠、となっており、労基署の判断は3月3日の胸部レントゲン撮影が根拠となっている。しかし、腰椎圧迫骨折の患者に、胸部レントゲンが必要になるだろうか。何か胸部疾患の疑いがあるためにレントゲンを撮ったのであると考えることが妥当であろう。

入院中のカルテを調べてみると、2月中旬には回復期に入り、コルセットも処方されている。その一方2月18日に初めて吐血した以降も散発し、投薬、採血などの治療が行われている。当初主治医は消化器系の疾患を疑い、直腸診なども行っていたが、3月に入ってはじめて肺がんの陰影を画像で確認したのである。

病理検査は行っていないものの、画像所見から労災医員も原発性肺がんを認め、遺族補償給付の支給は決定されたが、胸部レントゲンの撮影日をもって療養の開始日とすることは早計ではないだろうか。



(関西労働者安全センター)

ニチアスに対する国賠集団提訴 奈良●王子工場中心に15人の被害者

ニチアス元従業員である勝村

正信さんに対する国家賠償訴訟

における和解が成立したこともあり(8月号参照)、ニチアスをはじめとする奈良県内のアスベスト工場などで就労し、健康被害を被った被災者に対する国家賠償訴訟が提起されている。その内訳はほとんどがニチアス株式会社王寺工場であるが、ニチアス王寺工場の下請け1件、また奈良県下のアスベスト製品製造工場の元従業員に関する提訴も1件含まれている。

2018年5月8日及び7月3日と、2回にわたって提訴されたものにつき、被災者の数は15名で、原告数は29名にのぼる。このうち被災者が亡くなっているケースが12名と大多数を占める。現在闘病中の3名も、石綿肺や肺がんを抱えての提訴であった。

男性は、比較的定年まで就労し、若い時期に中皮腫や肺がんなどで亡くなっている傾向がある。女性は、織布や紡績などの作業をしていたと思われるが、短期間でも大量の石綿粉じんに曝露していることから、肺がんや中皮腫に苛まれている。

故人が多いことから、曝露立証について困難が予想されるが、国もニチアスらの石綿粉じん曝露による被害については、十分な数の労災認定の経験と、ニチアスらにおける粉じん曝露作業に関する認識があるものと考えている。

また、国家賠償訴訟の対象者に対して国から直接案内を送付している背景もあり、同国家賠償訴訟の要件のうち、責任期間(昭和33年5月26日～昭和46年

4月28日)内のニチアスなどの石綿工場における就労と、提訴時期が損害賠償請求権の期間内にあることの確認がなされれば、速やかに和解に応じ、被災者・家族に賠償金が支払われることを期待したい。

ニチアス王寺工場については厚生労働省が公表している資料によると、労災補償を受給して

いる、あるいはしていた元従業員が100名弱いることがわかっている。その多くが国の責任期間にニチアス王寺工場で就労していたとすれば、国に対して補償を求めることができるため、報道機関にも働きかけてより多くの方々に周知を徹底していく必要がある。



(関西労働者安全センター)

ニチアス羽島の国賠和解も 岐阜●さらに新たな相談寄せられる

名古屋労職研会員のAさん(72歳)は、長年ニチアス羽島工場に勤務し、石綿製品の製造に従事したことから石綿肺を発症した。定年退職前、1995年に初めてじん肺管理区分管理2の決定を岐阜労働局より受け、定年後も管理2のままだった。

Aさんも泉南アスベスト訴訟で認められた国の責任期間内に石綿工場で働き石綿肺に罹患していたが、国賠訴訟の提訴を事務局と検討しはじめたときには1995年に最初に受けた管理2のじん肺管理区分決定から20年以上経過しており、損害賠償請求権が消滅してしまっていた。

労職研代表である医師などと協議し、直近に撮影したレントゲン画像から管理3の新たなじん肺管理区分決定を受けることができる可能性があり、そうなれば国賠提訴が可能になると判断し、

じん肺の検査を行った。結果は2017年5月にじん肺管理区分管理3口、続発性気管支炎合併の決定を労働局より受けた。Aさんは岐阜働基準監督署に労災請求を行い、2017年10月に労災認定された。

労災認定後、弁護士に依頼して2018年5月10日に岐阜地裁に国賠訴訟を提起し、9月13日に固との和解が成立した。

9月13日の和解後行った記者会見の席でAさんは、「(入社した)昭和36年から昭和46年まで300人くらいの従業員が羽島工場にいました。ほとんどが石綿製品の製造に従事しており、みんな粉じんを吸っていました。46年以降、集じん機が入ったけれど、100パーセントの集じんはできず、ほこりを吸っていました。退職後もじん肺管理区分の随時申請ができることを知りました。ニチア

スの元従業員で自分のようにじん肺管理区分の随時申請や労災申請の方法を知らない人は多くいると思います。少し動くと息が弾み、咳がでるのでじん肺は本当に苦しい病気です」とコメントした。

9月13日には、石綿肺のため72歳で亡くなったニチアス羽島工場元従業員の女性の国賠訴訟の和解も成立した。また、石綿肺に罹患した87歳の元従業員の

男性と63歳で石綿肺で亡くなった元従業員の女性の国賠訴訟の提訴も行った。

9月15日には羽島市でアスベスト相談会を開催。3人の元従業員の方々が相談にみえ、どの方ち息切れやたんがひどくなったりなどの自覚症状があることから、じん肺の検査を行ったうえで肺管理区分決定申請の支援  をすることを決めた。

(名古屋労災職業病研究会)

技能実習生の除染業務調査

法務省等●実態調査はきわめて不十分

10月号で岩手・福島等における除染作業にベトナム人技能実習生が従事させられている問題を報告した。私たちは2018年3月14日に、全統一労組、移住者と連帯する全国ネットワークとともに参議院議員会館で記者会見を開き、Aさんの事例を公表するとともに、技能実習生を被ばく労働に従事させないこと、技能実習生の除染作業の実態を調査すること等、政府に対応を求めた。

法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構は、記者会見と同じ日に「技能実習制度における除染等業務について」通知し、技能実習生を除染業務に従事させないと公表。5月1日には東電福島第一原発で6名の技能実習生が就労していたことが報道され、5月16日、新たに「東京電力

福島第一原子力発電所における技能実習の取扱いについて」通知して、福島第一原発での業務は実習に適合しないとした。

さらに7月13日、法務省、厚生労働省、機構は「技能実習制度における除染等業務に係る調査状況」の中間報告を発表。6月29日時点で1,002社を対象に182社

を調査し、そのうち除染等業務への従事が認められた受入企業数は4社。1社に対して受入れ停止(5年間)措置をとり、残り3社は調査継続とした。10月19日には機構が「技能実習制度における除染等業務に係る調査状況について」公表し、調査対象受入企業443社中、技能実習生の除染等業務への従事が認められたところはなしと発表した。

いずれの調査もきわめて不十分である。その後も労組には別の建設業の受入企業で3名のベトナム人実習生の相談があり、私たちも団交に出席した。雇主は彼らの放射線被ばく線量の記録さえ持っていないかった。

技能実習生の被ばく労働は禁止されても、これまで無防備に除染作業に従事させられた技能実習生の被ばく線量管理を徹底させなければならない。政府は除染作業に従事させられた技能実習生に対して、正確な作業記録と被ばく線量記録を提供し、放射線管理手帳を交付すべ  きである。

(東京労働安全衛生センター)

いじめパワハラほっとライン

兵庫●3団体主催で2日間で26件の相談

世界保健機構(WHO)は9月10日の世界自殺予防デーに定め、日本では2007年6月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」

で毎年9月16日までの1週間が自殺予防週間とされている。ひょうごユニオンと当センターが共同で主催し、今年は新たにNPO法